



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

### スキャナ保存の改正は使える改正か？

平成 28 年税制改正でスキャナ保存制度が改正されます。そもそもスキャナ保存とは何でしょうか。事業者は領収書や契約書などの書類を紙で保存する義務があります。しかし、税務署の承認を受ければ、紙での保存に代えて、電子データでの保存とすることができます。電子データ化するための媒体がスキャナになるため、書類のスキャナ保存制度といえます。そのスキャナは、現在の制度では、事務所に設置されるもの（固定型）である必要があります。つまり、スマートフォンやデジタルカメラは認められていません。

今回の改正で、スキャナを固定型に限定する要件は廃止され、スマートフォンやデジタルカメラも認められることになりました。そのため、営業マンが外出先で受領した領収書を、スマートフォン等でスキャンして会社の PC に転送すれば、紙の保存義務から解放されるとともに、経費精算処理も自動に終了といったことも可能となります。もちろん、そのようなシステムがあることが前提ですが、事業者の業務効率化に繋がる良い改正だと思いますが、実は、問題があります。

この法律を改正しようとしている財務省は、この改正が次のように悪用されると考えています。例えば、飲食店での接待が終了後、1 枚の領収書をスマホで撮り、取引先もスマホで撮り、経費が無尽蔵に計上されることです。このような事態に対処するため、下記の要件を新たに加えています。

①電子データ化する前に受領者が領収書等に署名すること、②領収書の受領日から3日以内に電子データ化してタイムスタンプを付すこと、③これらの処理について受領者以外の者がサンプル調査を行うまではその領収書の原本を破棄しないこと。

不正防止は分かりますが、3日以内にスキャナ保存が必要というのは厳しい要件です。この改正は、本当に使える改正なのでしょうか。

### 株式等に係る損益通算—最後の部分だけでも一読を！

平成 28 年から適用される所得税の改正のお話です。「債券譲渡益が課税されるようになった！」のは有名ですが、今回は「損益通算」の観点から改正を整理します。

まずは株式等の譲渡損益について。上場株式等の譲渡損益と非上場株式等の譲渡損益は通算ができなくなりました。しかも株式等の譲渡所得は分離して課税されます（＝原則として他の所得とも通算されない）し、非上場株式等の譲渡損は繰越控除の適用もありません。つまり、“非上場株式の譲渡損失は無かったもの”とされます。一方、公社債等の譲渡損益（償還差損益も含みます。以下同じ）が課税対象等となった関係から、上場株式等⇔特定公社債等、非上場株式等⇔一般公社債等のそれぞれの譲渡損益については損益通算できるようになりました。例えば上場株式を譲渡して譲渡損が生じた場合、非上場株式等の譲渡益とは通算できませんが、国債等の特定公社債等の譲渡益があれば通算が可能ということです。

次に譲渡所得以外の所得との通算について。平成 28 年からは特定公社債等に係る利子等も上場配当等と同様に、上場株式等（特定公社債等を含みます）の譲渡損との通算ができます。一方、「同族株主が受け取る、同族会社発行の社債に係る償還金や利子」は雑所得として総合課税の対象＝累進税率での課税の対象となる、という点には注意が必要です。例えばオーナー会社からの受取社債利子は、非上場株式の譲渡損などとも一切通算できず、しかも総合課税の対象となる、ということです。

- ①特定公社債等（国債や公募投信など）の譲渡損益と利子等&上場株式等の譲渡損益と配当等
- ②特定公社債等以外の債券等（私募債など）の譲渡損益&非上場株式等の譲渡損益
- ③同族会社の社債に係る償還金と利子

の三つのグループに分かれているとイメージすると整理しやすいのではないのでしょうか。